

1. 修正の提案について

(1) 第8条に関して

[修正案] 第1項と第2項を入れ替える。

[理由] 知る権利は第8条に置くものとし、順序としては、知る権利と情報の共有があつて、初めてまちづくりの参加があるというようにつながっていくため。

(2) 第10条に関して

[修正案]

第1項 「市民の市政（または、まちづくり）」はまちづくりとする。

第3項 市は、前2項による市民の意見等の措置についてその結果を分かりやすく公表するものとします。

[理由] 第1項 まちづくりは市政も包括するため。

第3項 ① 市民の会が求める結果の公表は「意見公募の手続き」による意見提出に限るものではなく、**市政（まちづくり）への参加（第1項）**にかかわる意見・提言を**多角的かつ総合的に検討した上（第2項）**での結果の公表を求めるものです。第10条3項は、第7条3項の主旨を移行したもので、「意見公募の手続き」に限らずさらに広範囲での公表を求めています。

② 市からの求めに応じたものに限らず市民発の意見・提出の公表も求めています。

(3) 提言書の第13条に関して

[修正案]

提言書の第13条は削除し、第10条の後に以下の項目及び条文を入れる。

(提案制度)

第11条 市は、市民が持っているまちづくりに有効な情報や技術を生かすため、提案制度を設けるものとします。

[理由] ① 提言書の第13条は第10条の内容と重複するため、削除。

② 第5条2項の主旨を制度として生かすものとした。